

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2007年2月号

今年は暖冬で、もう梅の花がちらほらと咲いているのを目にいたします。

日も長くなってまいりまして、春近しという感じですね。

2月のニュースレターは、なにかと話題の離婚分割のお話です。



2月号目次

☆離婚分割って？



☆ 離婚分割って？

いよいよ今年の4月から「離婚分割」制度がスタートします。

この制度は、簡単に言いますと離婚の際に将来の老齢厚生年金を婚姻期間分に限り夫婦で分け合いましょうというものです。もう少し詳しくご説明しますね。

●まず前提条件から

1)離婚分割制度は、老齢厚生年金や退職共済年金についての離婚時分割制度のことで、国民年金の老齢基礎年金はこの制度上では関係ありません。

(分割される老齢厚生年金、退職共済年金はともに原則的な部分のみです。)

2)分割を受ける側も、受給資格の25年をクリアしている必要があります。

●離婚分割は二つある！

離婚分割には、**2007年4月**から導入が予定されている「離婚分割」と**2008年4月**からの「離婚分割」と二つ制度があります。

・2007年4月からの「離婚分割」

厚生年金の場合、婚姻期間中のそれぞれの厚生年金納付期間を合算し、双方の合意又は裁判所の決定により最大で、その2分の1を分割することが基本です。

その場合、この年金は受給開始年齢に達すると自分の年金に加算されて支給されることになります。ですので、この場合、納付額の多い方から納付額の低い方のほうへ給付されるということになります。

ご夫婦が二人とも厚生年金保険料を支払っていた場合、多く保険料を支払っていた方のほうの年金が分割されることになります。必ず、夫から妻へと限ったことではないので、要注意！です。

(裏面へ続く)

離婚分割制度がなかった今までは、離婚の際に年金の分割を協議で合意していた場合でも、分割する側が死亡の場合分割はされませんでした。が、今度の制度改革で、離婚分割に合意していれば、本人死亡後も分割されることになりました。

・2008年4月からの「離婚分割」

この離婚分割は、非常に限定的です。

分割する側→国民年金の第2号被保険者（つまり被用者ですね）

分割される側→2008年4月以降の国民年金の第3号被保険者（被扶養配偶者）期間と、いうことになっています。

2007年型との最大の相違点は、離婚が成立すれば、分割側の意志に関係なく、

2008年4月以降の婚姻期間の年金額の2分の1が分割されます。合意は不要です。

●西尾からのアドバイス

社会保険庁には、この離婚分割に関する問合せが殺到しているそうです。

そして、マスメディアも2007年のこの離婚分割制度のスタートを睨んで、離婚件数が現在のところ減少傾向にあると伝えています。

しかし、老齢厚生年金+老齢基礎年金でも生活は大変です。この年金を離婚で分割したら、年金だけでは生活できません。また、分割される側も老齢の年金と分割された年金では生活は難しいでしょう。

離婚分割制度がスタートするから、離婚しても生活できるというわけではなさそう。「離婚分割」は、離婚の際の財産分与等の中の一部と捉えたほうがいいと思います。

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

